

福井市社会教育委員に関する条例

昭和35年3月23日

条例第7号

改正 昭和47年3月28日条例第13号

平成12年3月27日条例第57号

平成13年6月27日条例第40号

平成26年3月25日条例第19号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、福井市社会教育委員(以下「社会教育委員」という。)を置く。

(定数及び委嘱の基準)

第2条 社会教育委員の定数は、16人とする。

2 社会教育委員は、次に掲げる者のうちから、福井市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第2条の2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

第3条 社会教育委員に対する報酬及び費用弁償については、福井市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例(昭和36年福井市条例第4号)の定めるところによる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第13号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に社会教育委員である者は、この条例の規定により任命されたものとみなす。

附 則（平成12年条例第57号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第40号）

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第19号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。